

裁判員制度構想と刑事手続の抜本的改革

日本弁護士連合会

基本的視点

一般の国民が真に裁判内容の決定に主体的・実質的に関与する制度
刑事手続の抜本的改革

国民の主体的・実質的関与

裁判員と裁判官の人数と割合

裁判員は裁判官の3倍以上とすべき

評議・評決のルールの確立

公開法廷での説示
死刑事案における全員一致評決の原則
多数決評決における特別多数決

刑事手続の抜本的改革

刑事訴訟手続・運用の改革

連日開廷による迅速かつ充実した裁判と
裁判員制度の健全な運用

直接主義、口頭主義の徹底

完全な証拠開示と
十分な準備期間の保障

身体拘束制度の抜本的改革と
接見交通権の実質的保障等